

第 5168 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月19日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 財産債務明細書の見直し

Q：平成27年度の税制改正では、財産債務明細書が見直されるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成27年度の税制改正では、財産債務明細書について、次の見直しがされた上で、新たに財産債務調書として整備されます。

① 提出基準の見直し

現行の提出基準である「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること」又は「その年の12月31日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」が提出基準となります。

② 記載事項の見直し

現行の記載事項である「財産の種類、数量及び価額」のほか、「財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項」が記載事項となります。

③ 過少申告加算税等の特例

国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられます。

④ 適用

この改正は、平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書において、適用されます。

